

船舶事故調査報告書

平成23年3月31日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委 員 横 山 鐵 男（部会長）
 委 員 山 本 哲 也
 委 員 石 川 敏 行

事故種類	乗揚
発生日時	平成22年11月24日 08時10分ごろ
発生場所	広島県尾道市 ^{おのみちいとさき} 尾道糸崎港 尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から真方位319° 1,650m付近 （概位 北緯34° 24.7′ 東経133° 14.1′）
事故調査の経過	平成22年12月9日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	油送船 ^{たまよし} 第五玉吉丸、199トン 135535、有限会社玉井海運 49.03m×8.20m×3.40m、鋼 ディーゼル機関、625kW、平成8年7月30日
乗組員等に関する情報	船長 男性 61歳 五級海技士（航海） 免許年月日 昭和44年10月3日 免状交付年月日 平成21年3月9日 免状有効期間満了日 平成26年8月5日 機関長 男性 36歳 三級海技士（航海） 免許年月日 平成9年5月20日 免状交付年月日 平成19年2月20日 免状有効期間満了日 平成24年5月19日
死傷者等	なし
損傷	船底に擦過傷
事故の経過	本船は、船長及び機関長ほか1人が乗り組み、C重油約450klを積載し、尾道糸崎港第1区の尾道造船所東側岸壁（以下「東側岸壁」という。）に係留中の新造船（以下「補油予定船」という。）に補油を行うため、船首約2.50m、船尾約3.70mの喫水で、平成22年11月24日07時10分ごろ尾道市加島北方の錨地を抜錨し、東側岸壁に向かった。 本船は、東側岸壁に向かうのが初めてであったが、山口県宇部市宇部港を出港する前に代理店から着岸予定場所を確認していなかったことから、海図W119（尾道）など尾道糸崎港内の水深や浅所などが詳細に図載された大尺度の海図が備え付けられていなかった。 本船は、加島沖を抜錨した際、船長及び機関長が、代理店の担当者から東側岸壁東方の水深が浅いことや東側岸壁に平行に進入することなどの情報を得たものの、本船には、大尺度の海図が備え付けられていなかったの

	<p>で、東側岸壁に向かう水路の水深などが分からなかった。</p> <p>本船は、機関長が手動操舵により操船に当たり、船長が船首、一等航海士が船体中央部でそれぞれ入港配置につき、尾道糸崎港第1航路南口に入った。</p> <p>機関長は、08時05分ごろ、東側岸壁の南方約300mに設置された尾道糸崎港尾道水道東第6号灯浮標を通過したのち右転し、補油予定船の沖約50mに向けて針路約023°（真方位、以下同じ。）及び対地速力約2.5ノットで航行した。</p> <p>機関長は、浅所に向かっていることに気付かずに航行中、08時10分ごろ、尾道糸崎港戸崎北防波堤西灯台から319°1,650m付近の浅所に乗り揚げた。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 北北東、風速 0.8m/s、気温 7.5℃</p> <p>海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>本船は、乗揚直後、機関を後進にかけて自力離礁を試みていたところ、機関冷却水の警報が鳴ったため、機関を停止して状況を確認中、乗揚場所の北方に流されたので、右舷錨を投下したが、再び、補油予定船の東方の浅所に乗り揚げ、11時20分ごろタグボートの援助により離礁した。</p> <p>本船には、GPSが装備されていたが、緯度経度による船位及び速力が表示されるだけの表示器で、地形や水深が表示されるGPSプロッターではなかった。</p> <p>機関長は、三級海技士（航海）の免許を受有しており、船長よりも本船の乗船期間が長く、操船にも慣れていたので、ふだんから入出港時の操船を行っていた。</p>	
分析	<p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、尾道糸崎港第1区において、補油予定船に向けて北北東進中、機関長が東側岸壁東方の水深が浅くなっていることなどの情報を得ていたものの、大尺度の海図を備え付けておらず、東側岸壁に向かう水路の水深などが分からなかったことから、浅所に向かっていることに気付かずに航行し、浅所に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>船舶の運航者は、初めての海域を航行する場合には、当該海域の水深等が詳細に図載された大尺度の海図を備え付け、水深等を十分に調査した上で航行することが望ましい。</p>
原因	<p>本事故は、本船が、尾道糸崎港第1区において、補油予定船に向けて北北東進中、操船中の機関長が、東側岸壁東方の水深が浅くなっていることなどの情報を得ていたものの、大尺度の海図を備え付けておらず、東側岸壁に向かう水路の水深などが分からなかったため、浅所に向かっていることに気付かずに航行し、浅所に乗り揚げたことにより発生したものと考えられる。</p>	